

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第 6 級に該当すると
して、障害等級第 9 級として認定した原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、造林業業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日、間伐した杉材で棚を作る
作業中、トビロで杉材を引っ張ったところ、突然トビロが外れ、反動で後方へ転落し、偶
然下にあった棚に頭を打ち負傷した。

請求人は、同日、〇病院を受診し、「頸椎捻挫、外傷性くも膜下出血、急性硬膜下血腫、
脳挫傷」と診断され、治療を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって症状固定とされた。
請求人は障害が残存するとして、障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人
に残存する障害は障害等級第 9 級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を
支給したものである。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

障害の程度を当該障害の具体的状態を考慮のうえ、総体的に検討した結果、障害等級第
7 級に準用するのが相当である。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

請求人の高次脳機能障害の 4 能力（意思疎通能力、問題解決能力、作業負荷に対する持
続力・持久力、社会行動能力）のうち 1 の能力（作業負荷に対する持続力・持久力）の相
当程度が失われており、これが「神経の機能又は精神に障害を残し、服することができる
労務が相当な程度に制限されるもの」第 9 級の 7 の 2 に該当すると判断した。

なお、請求人は、障害等級第 7 級に準用するのが相当と主張するが、高次脳機能障害の
ため喪失した能力の程度の評価により、7 級には達しないものと判断される。

4 審査官の判断

請求人に残存する障害として検討すべきものは、医証及び請求人の自訴から、脳の障害
と眼の障害の程度であると認められる。

(1) 脳の障害について

主治医の意見書より本件負傷により請求人に残存する障害は高次脳機能障害にかかる認
定基準に基づき 4 能力の喪失の程度をもって、評価を行う。

ア 意思疎通能力について

請求人は、「同じことを何回も聞き返すことが頻繁にある」、「人の話を聞いてもすぐに理
解できない」などと述べているが、主治医は、「話がまわりくどく、話の内容が変わりやす
い」ことについて「中等度」の、「物忘れ症状」については「高度」の障害が認められる旨

判断している。さらに、請求人が、本職との面談において、自己紹介した本職の氏名や職務内容について答えられなかったり、電話の内容を伝えることができないことがある事実を併せ考慮すれば、請求人の意思疎通能力は、相当程度が失われているものに該当すると評価するのが相当である。

イ 問題解決能力について

主治医は、「新しいことの学習障害」、「計画的な行動を遂行する能力の障害」及び「複数の作業を並行処理する能力の障害」について「中等度」の障害が認められる旨判断していることに加え、通院時の精算といった定例的な行為は単独でできる反面、自ら電話をかけることができないといった状態であることを併せ考慮すると、問題解決能力の相当程度が失われているものに該当すると評価するのが相当である。

ウ 持続力・持久力及び社会行動力について

請求人においては、体幹の失調により、常にふらつきがあり、長距離の移動には介添えが必要であることからすれば、持続力・持久力が相当程度喪失したものに該当すると評価でき、社会行動力については、障害に起因する不適切な行動を認めるにたる事情はない。

以上より、請求人の残存障害は、4能力のうち3つの能力が『相当程度喪失』となり、原則、最も重い能力低下に着目し、評価を行うこととなるが、例外として、本件のように、最も重い障害が9級以上に相当し、その障害が2つ以上認められる場合は、最も重い障害の上位の障害等級により評価することとなる。すなわち、本件の場合、「意思疎通能力」、「問題解決能力」、「持続力・持久力」の3つが、いずれも障害等級第9級に相当するため、最も重い第9級の上位の等級である第7級の3に認定することとなる。

(2) 眼の障害について

請求人には、脳挫傷、外傷性クモ膜下出血を原因とした外斜視、上下斜視が認められ、これは、「正面視以外で複視を残すもの」に該当し、障害等級第13級の2の2に該当する。

以上のとおり、請求人の残存障害は、①高次脳機能障害のため、「軽易な労務にしか服することができないもの」(第7級の3)、②「正面視以外で複視を残すもの」(第13級の2の2)に該当する。これが認定については、系列を異にする第13級以上に該当する①②が認められるため、これらを併合し、重い方の等級を1級繰り上げ、併合第6級に認定するのが妥当である。

よって、監督署長が請求人に対してなした、障害等級を第9級として障害補償給付を支給する旨の処分は、これを取り消されるべきである。